

デジタル庁における低入札価格調査の実施について（事前周知）

平素よりデジタル庁の調達業務について、ご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

デジタル庁の実施する調達案件において、低入札価格調査を実施する場合の運用については、下記のとおりといたしますので、あらかじめご承知置きの上、入札にご参加いただきますようお願いいたします。

記

1 低入札価格調査の対象案件

予定価格が一千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約。

※調査基準額は、個別案件ごとに定められており、開示することはできません。

2 調査基準に該当した場合に提出を求める資料

- (1) 当該価格により入札した理由（必要に応じて下見積書との比較）
- (2) 当該入札価格の積算根拠（単価、工数等）
- (3) 当該契約の履行・品質管理体制及び従事する要員の状況
- (4) 当該契約期間中における他の契約請負状況（履行・品質管理体制及び従事する要員の状況を含む。）
- (5) 直近5か年で請負った類似の契約案件名及び発注者
- (6) 経営内容（納税証明書、登記事項証明書、決算報告書等）

3 提出された書類への疑義対応等

- (1) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合には、説明を求めることがあります。
- (2) 積算資料等の提出・説明に応じていただけない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があります。

以上